

## ■ 4条1項11号

不服 2021-013214

### <本願商標>

「プラチナムF S」（標準文字）

第3類「肌用美容液，化粧水，化粧品」

### <結論>

原査定を取り消す。本願商標は，登録すべきものとする。

### <原査定理由>

PLATINUM

引用商標：

第3類「化粧品」

### <理由>

※読みやすくなるように、以下、当事務所にて下線や改行等を挿入しております。

本願商標は，・・・，「プラチナムF S」の文字を標準文字で表してなるところ，その構成文字は，同じ大きさで，等間隔に，外観上まとまりよく一体的に表されているものであって，その構成全体から生じる「プラチナムエフエス」の称呼も，冗長なものではなく，よどみなく一連に称呼し得るものである。

そして，本願商標の構成中，「プラチナム」の文字は，「白金」等の意味を有する英語である「p l a t i n u m」（「ランダムハウス英和大辞典第2版」株式会社小学館）を片仮名表記したものと容易に認識できるものであり，当審における職権調査によれば，本願の指定商品を取り扱う業界において，商品名やブランド名の一部として広く使用されている実情があることから，商品の出所識別標識としての機能の強いものとはいえず，また，本願商標の構成中「F S」の文字も特定の意味を有しないものであるから，本願商標の構成中のいずれかの部分が，取引者，需要者に対し，商品の出所識別標識として，強く支配的な印象を与えるものとはいえない。

そうすると、本願商標は、これに接する取引者、需要者をして、その構成全体をもって、特定の意味合いを想起させることのない一体不可分の一種の造語として理解されるとみるのが相当であり、殊更に「プラチナム」の文字部分にのみ着目して取引に資されるものとはいい難い。

したがって、本願商標は、その構成文字全体に相応して「プラチナムエフエス」の称呼のみを生じ、特定の観念の生じないものであり、本願商標から「プラチナム」の文字部分を分離、抽出し、その上で「プラチナム」の称呼及び「白金」の観念をも生じるとし、これを前提として本願商標と引用商標とが、称呼及び観念を共通にする類似の商標であるとして、本願商標が商標法第4条第1項第11号に該当するとした原査定は取消しを免れない。

その他、本願について拒絶の理由を発見しない。

よって、結論のとおり審決する。

#### **弁理士コメント**

本願商標「プラチナムFS」は、その構成全体をもって、特定の意味合いを想起させることのない一体不可分の一種の造語として理解されるとみるのが相当であり、殊更に「プラチナム」の文字部分にのみ着目して取引に資されるものとはいい難いものであるから、本願商標から「プラチナム」の文字部分を分離、抽出し、その上で「プラチナム」の称呼及び「白金」の観念をも生じるとし、これを前提として本願商標と引用商標「PLATINUM」とが類似するとした原査定は取消しを免れない、と判断されました。

まず、商標審査における伝統的・教科書的な考え方によれば、ローマ字2文字というのは、一般的に、商品の品番・型式を表示するための記号・符号として認識されるものであることから、原則として、識別力が認められないことになっています。

したがって、原査定において審査官は、本願商標「プラチナムFS」のうち、ローマ字2文字の「FS」の部分には識別力が認められず、残りの「プラチナム」の部分が要部になると認定した上で、これが引用商標「PLATINUM」に類似すると判断したものと考えられます。

一方、本審決では、「プラチナム (PLATINUM)」の文字は、本願の指定商品を取り扱う業界において、商品名やブランド名の一部として広く使用されている実情があることから、商品の出所識別標識としての機能の強いものとはいえず、また、「FS」の文字も特定の意味を有しないものであるとした上で、これらを結合させた本願商標「プラチナムFS」は、あくまで一体不可分の一種の造語として理解されるとみるのが相当である、と認定しています。その結果、本願商標「プラチナムFS」は、引用商標「PLATINUM」とは非類似であると判断された次第です。

要するに、本願商標は、商標を構成する「A+B」のいずれの要素も識別力が比較的弱いことから、一方だけが要部にはならない、つまり、あくまで全体として一体不可分の商標であると理解されるものだという理屈と考えられます。商標を構成する各文字要素の識別力は弱いものの、全体としては識別力が否定できない場合に、商標の類否判断において、近年わりとよく見かけるパターンと言えるでしょう。

なお、請求人は、本願商標「プラチナムFS」の他にも、「プラチナムGE」、「プラチナムHS」を出願しており、これらの商標についても拒絶査定不服審判において「プラチナム」や「PLATINUM」との類似性が争われましたが、いずれも本審決と同様の判断がされ、登録が認められております（不服 2021-013215、不服 2021-013216）。

J-PlatPat で調べてみると、本願商標の指定商品の分野においては、たしかに構成の一部に「プラチナム」や「PLATINUM」を含む登録商標が、多数併存しているようです。たとえば、「Platinum α\プラチナ アルファ」（登録第 5763852 号）といったような商標も、すでに引用商標と併存登録がされていることを踏まえれば、本審決の結論も納得できる気がします。

ちなみに、仮に本願商標のローマ字 2 文字の部分が、たとえば、「HG」（ハイグレード）、「DX」（デラックス）、「EX」（エクストラ）などといった、様々な商品分野でよく使われる語であったとしたら、どのような判断がされたのか、個人的には興味深いところです。

（弁理士 永露 祥生）  
< 2022年7月4日 >